出光美術館研究紀要十七号抜刷
二〇一二年一月三十一日発行

# 明初の龍泉窯青磁——出光美術館の〝官窯〟様式の青磁について

金沢　陽

# 明初の龍泉窯青磁——出光美術館の〝官窯〟様式の青磁について

金沢　陽

前言
一、明代龍泉古窯址の調査
二、明代龍泉窯の操業実態
三、明代官窯の御用器調達機構と龍泉窯
四、楓洞岩窯址出土の洪武・永楽官器の内容
五、出光美術館所蔵作品中の明初〝官窯〟様式の青磁
結語

## 前言

出光美術館では、二〇〇六年夏に「青磁の美——秘色の探求——」展を開催し、出光コレクションの中国青磁を紹介した[註1]。その際、元時代後期から明時代初期にかけての龍泉窯青磁の一群は、いわゆる旧来の〝天龍寺手〟青磁、およびトプカプ宮殿（イスタンブル）等に伝世した西アジア向けの青磁として位置づけ、展示した。

出光コレクションの、元時代後期から明時代初期にかけての龍泉窯青磁は、美術品蒐集の観点から選ばれたものとして、いわゆる〝鑑賞陶器〟としての比較的大型のものが中心である。これに対して、龍泉窯古窯址の調査においては、それまで碗・皿類を中心とする小型の日用品、あるいは貿易陶磁生産窯に対する事例がほとんどであった[註2]。そのため、当館の上記所蔵作品の生産窯を、窯址出土資料によって確認するには至っていなかった[註3]。

この状況に一石を投じたのが、〝龍泉官窯〟発見の報であった。正確には、二〇〇五年四月に、麗水市処州青瓷博物館の葉英挺・華雨農両氏が、杭州の骨董市場（杭州二百大古玩市場）で大量の明初の精品の破片を発見し、龍泉大窯村北方の古窯址——楓（峰）洞岩窯址からの表採品であることを確認し公開したのである[註4]。これを受けて、二〇〇六年秋から、浙江省文物考古研究所・北京大学考古文博学院・龍泉青瓷博物館によって発掘調査が行われ[註5]、明代の窯体［図1］が検出され、その資料の一部が、我国でも展示された[註6]。これにより、ようやく当館の元時代後期から明時代初期にかけての龍泉窯青磁についても、一定の比較可能な古窯址資料を得ることとなった。

本稿では、楓洞岩窯址の調査成果、とくに楓洞岩窯址出土資料に〝官

図１　楓洞岩窯址検出の明代窯炉
（浙江省文物考古研究所・北京大学考古文博学院・龍泉青瓷博物館『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』文物出版社、2009 より）

窯〟様式のものが含まれていることが確認されたことを踏まえて、文献史料等を加味して、出光美術館の元時代後期から明時代初期にかけての龍泉窯青磁の出自とその性格について、初歩的な考察を試みるものである。なお、出土資料が御用器――官器であるか否かの評価については、報告者の見解に従うものとする。

## 一、明代龍泉古窯址の調査

明代の龍泉古窯址についての研究としては、早くも一九二八年と一九三〇年代後半に、陳万里氏が龍泉地域を踏査し、明代の窯址の状況についても紹介しており［註7］、その成果も含めて小山冨士夫氏が詳しく考察している［註8］。これらの研究によって、明代龍泉窯業について我国では、小山氏の、

> 明朝三百年間の窯業の特長は、景徳鎮の擡頭とその繁栄、染付・赤絵の流行とその全盛時代である。南宋諸窯の冠とされ、その盛名を広く海外にまでとどろかせた龍泉の青磁も、余りの乱作の結果、精良な原石、釉料が尽き、その作風も著しく堕落した。従って声望を失墜し、新興の景徳鎮窯にその繁栄を奪われ、遂に明末には、徴々たる地方の民窯としてわずかにその命脈を保つに過ぎない状態に堕してしまった。［註9］

という記述に代表される認識が一般的になっていったと言えよう。

これに対して、一九六〇年代になると、南宋以来の名窯として知られる龍泉大窯の発掘をはじめとして、この地域の明代窯址に関わる調査報告が発表され始め［註2］、その成果を踏まえて、中国科学院上海硅酸鹽化学与工学研究所による龍泉窯の焼造技術、製品の化学組成等に関する分析も行われて［註10］、前掲の小山氏の論断が裏付けられている。ここでその分析内容について詳述することは避けるが、本稿に関わる結論の部分を若干紹介すると、

> 化学組成と陶瓷技術の角度からまとめると、龍泉青瓷の発展過程は凡そ次の三時期に分けることができる。五代と北宋は初創期に属し、それらは越窯と甌窯の基礎の上に発展したものである。南宋は成熟期に属する。元・明は衰退期に属するが、それらは工芸技術の上ではなお一歩発展している。この三時期の作品は、外観と胎・釉の化学組成の上で相当顕著な特色がある。［註11］

ということである。またその後龍泉東部の甌江にダムが建設されるにあたり、水没地域の事前調査が行われ、その成果ももたらされているが［註12］、同調査に携わった中国歴史博物館（当時、現国家博物館）の李知宴氏は、その知見に基づいて、

明時代龍泉窯となると窯址群はぐっと少なくなっており、造型もまずくなっている。素地がぶ厚く重くなり、胎色も灰色を帯びた白である。器種は碗、高足碗、壺、瓶が多い。又、台付瓶、坐墩（腰掛）がある。装飾技法は主に型押しと露胎の浮き彫りで、山水人物歴史物語、二十四の孝行図、孔子顔回を泣く等の物語を描いている。明代青釉の特徴は、釉層のガラス化の程度が高い、故に透明度も高く、表面の光沢もやや強い。釉の色調は褐色をおびた緑か、よもぎの緑に近い色、或は灰色がかった黄色で両色ともにあまり美しい色とはいえない。以上の状態が、清の康熙時代まで続いたようで、それ以降は廃たれた。［註13］

と述べている。また浙江省文物考古研究所の朱伯謙氏も、『龍泉窯青瓷』（芸術家出版社、一九九八）所収の論考「龍泉窯」中で、清代乾隆年間に焼造を開始した孫坑窯址を紹介し、龍泉窯の清代に至る操業の継続を示すと同時に、成化・弘治以降の顕著な質的低下を指摘している。

明代に焼造されていたとされる龍泉系青磁の窯址に対する調査は、ほとんどが踏査による表面観察あるいは標本採集的調査であり、先に掲げた龍泉大窯地区や、金村地区・安福地区の窯址群の調査を除いては、全面的な発掘調査は行われていないか、あるいは未報告である。窯址数は一九七九年の統計ですでに総計三〇〇個所を超えており［註14］、おそらくそれぞれの窯址には数基から数十基の窯体が埋蔵されていると考えられる［註15］から、窯体数は莫大なものになろう。そのうち明代の窯址数についての統計は、一九六二年の数字で、「百五十」としたものがある［註16］。

次に諸報告によって、明代窯址の分布を追ってみたい［図2］。

［大窯グループ］

龍泉県城南方三〇キロメートル、龍泉渓の最上流に位置する。大窯々址を中心として、五〇個所以上の明代窯址が確認されている。このうち大窯村の北方約一五〇〇メートルに位置する楓洞岩窯址から、元代晩期の包含層や明代中期の遺構とともに、長期に使用された明代窯址が検出され、そこから洪武・永楽期の官器――〝官窯〟様式の器、および明代早・中期の一般民窯器が出土した。

大窯のほか、岱根・坳底・坳頭・新底等の窯址がある。

［松渓流域グループ］

前期の一群よりさらに南の、松渓――福建・浙江両省省境地帯の分水嶺より南流して閩江に注ぎ、福州方面に至る――流域方面にも一群が認められる。ここは浙江省慶元県に入る地域で、各報告を総合して一〇個所以上の窯址が存在しており、窯址名では楓堂・竹口・新窯等がこれに含まれる。

［龍泉県東部グループ］

龍泉県治東方の大渓の両岸に、一七個所が数えられる。梧桐口・小白岸・楊梅嶺・山石坑・大王峴・道太・葡萄垟・前頼・安福口・王湖・安

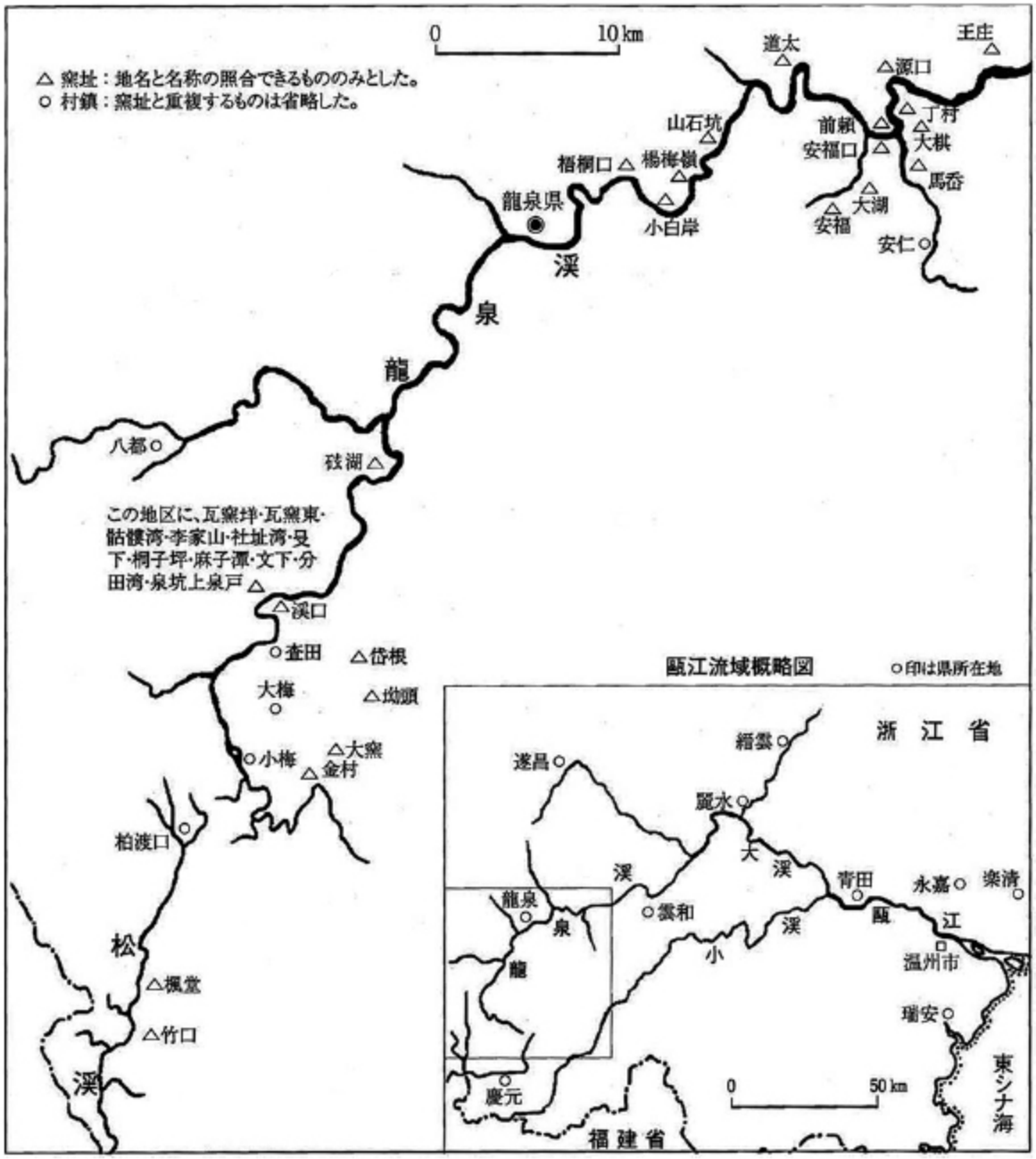


図 2　龍泉地域の明代窯址分布図

福・馬岱・嶺脚・大琪・丁村・源口・王庄である。

［雲和県グループ］

さらに東方の雲和県境内には、赤石埠窯址がある。

［麗水県グループ］

麗水県は、明代処州府治の所在地であり、北宋期とされる麗水窯の所在地として文献史料にも見える［註17］が、ここにも明代焼造と考えられる龍泉系青磁窯址が見られる。規渓・宝定・高渓の各窯址がこれに該当する。

［渓口鎮グループ］

龍泉県治の南約一五キロメートルの渓口鎮付近、およびその西方の地域にも一群の窯址が存在し、明代のものと考えられる。李家山・瓦窯垟・瓦窯東・泉坑上泉戸・叉下・文下・分口湾・社址湾・桐子坪・骷髏湾・砥湖・渓口の各窯址である。さらに上記の一群のやや南方に半辺月・孫坑の二窯址があり、これらも明代のものである可能性がある［註18］。

以上のように、主に踏査によって集成された明代龍泉系青磁窯址の分布は、明代処州府治下の麗水・雲和・龍泉・慶元の各県内に、窯址名の示されているもので三三個所、窯址名は示されず窯址数のみ数えられているものを加えると、八五個所以上が確認されている。前述したように、それぞれの窯址には明代に焼造を行った窯体が一基のみの場合から数基、数十基含まれている場合まであったであろう。因みに陳万里氏によれば、明代の破片のみが得られる窯址において、例えば慶元県竹口窯址には窯十余基分、麗水県宝定窯址には二〇～三〇基分の破片散布地点が認められるということであり［註19］、八五個所以上の地点に百数十基、ないしはそれ以上の明代操業の窯体が存在していることになる。

## 二、明代龍泉窯の操業実態

次に明代の各窯址がどの時期に、どのように操業していたかについて考察してみたい。この点を考古学的に厳密に解明するためには、各窯址の実年代、あるいは実年代と対照し得る編年がなされなければならないが、現時点ではそうした内容を含む報告は楓洞岩窯址以外にはもたらされていない。ただ、ロンドンのデイヴィッド・コレクションに伝世されている龍泉系青磁と認められている作品の中で、紀年銘を有するものがいくつか知られていて、これを小山冨士夫氏の紹介［註20］によって年代順にあげると、

(1)「洪武五年」銘、八角算木文硯
(2)「宣徳七年七月吉日造天師府用」銘、大花瓶
(3)「景泰伍年福里徳安仏信人楊安仁喜捨恭入本寺供発心□□者」銘、大花瓶
(4)「処州府麗水県東隣信士陳鍔発心喜捨香炉十個奉入六和寺中宮音聖前供養祈保母親寿命□自身夫妻偕老家門益吉子孫茂盛功帰有地福有所帰者　正徳丁丑桂月中旬造」銘、三足大香炉

である。これらの器物の特色は、(1)は文房具、(2)・(3)はそれぞれ高さが六八・三センチメートル、四一・五センチメートルもある大型器で、(2)が「天師府」（道観か）用に、(3)が寺院への寄進用祭器、(4)も同様に寄進

用祭器で、いずれも日用の器皿ではない高級器である。さらにその年代は、洪武から正徳までの明代前半期である。小山氏は他に「大明宣徳龍泉」銘の皿や、宣徳銘の花瓶を実見したことがあるとしているが、いずれも明代前半期の銘である。こうしたことは少なくとも明代前半期の龍泉窯系窯では、祭器や文房具などの高級品を焼造する窯が操業しており、当然そうした窯の存在を可能とするような窯業状況が想定できる。これに該当する可能性のある遺物が、今次の楓洞岩窯址出土品であろう。

処州府治下の窯業生産をより具体的に示す文献史料として、『成化・処州府志』があげられる。『処州府志』には、治下一〇県のうち八県にそれぞれ各種の窯の記載がある。まず同書巻三・麗水県誌・土産窯冶の条に、

缸窯四処、碗碟窯二十八処、甎瓦窯十一処。

とあり、以下同様に、巻五・青田県誌・土産窯冶の条に、

缸窯一処、甎瓦窯六処。

巻九・松陽県誌［註21］・土産坑冶の条に、

缸瓶甎瓦窯三十処。

巻十一・遂昌県誌・土産窯冶の条に、

碗窯七処。

巻十三・龍泉県誌・土産窯冶の条に、

盤碗窯八処、缸瓶窯四処、甎瓦窯九処。

巻十五・慶元県誌・土産窯冶の条に、

碗窯一十二処、甎瓦窯二処。

巻十六・雲和県誌・土産窯冶の条に、

碗窯二十一処、甎瓦窯四処。

巻十八・景寧県誌・土産窯冶の条に、

缸罈窯一処、甎瓦窯三処。

と見えている。これらのうち、該当の地域に明代窯址が確認されているのは、麗水・龍泉・慶元・雲和の各県であり、遂昌県については李知宴氏が、焼造時期についての明言はないが、窯址が分布していることを指摘している［註22］。これら五県では、青磁焼造の可能性のない甎瓦窯の数を除いて、八四個所の碗・碟・缸・瓶・盤・碟などの器物を焼造する窯が、成化二十二年（一四八六）頃、ほぼ同時に操業していた可能性が高い。このほか、文献史料だけになるが、松陽県の三〇処の窯のうちいくつかは缸・瓶の窯であろうし、青田県には缸窯一処が、景寧窯には缸罈窯一処がそれぞれ記録されており、また窯の種類や数の記載は見あたらないが、同書巻七・縉雲県誌・貢賦・賦・課程の条に、

窯冶等鈔二百六十錠四貫一百三十五文、銅銭二千六百八文。

と見え、窯の存在した可能性がある。これらを含めれば、少なくとも合わせて八七個所の窯がこの時点で操業していたことになり、さらにこの史料で用いられている量詞「処」が、現実の窯址のように一処で複数の窯体を含む場合があるとすれば、その操業実態はさらに盛況であったと見ることができよう。

このほか温州府治下の地域の窯址にも、龍泉系青磁窯址の存在が報告されている［註23］。それによると、永嘉県朱塗郷方面の上坟山・平山寺・橋脚・大山の各窯址、同じく羅渓方面の南岱村窯址がこれに該当す

る。この甌江下流地域は、東晋時代のいわゆる東甌瓷の産地として知られているが、報告によると付近三二個所に及ぶ宋代以前の窯址には龍泉系青磁片は見られず、ただ元・明代窯址のみが龍泉系青磁を焼造していたとのことである。その年代観に間違いがないとすれば、明代龍泉系窯が甌江下流地域にまで拡大していったことに注意を払う必要があろう。

明代龍泉系窯址の広範囲な分布と、成化二十二年頃の多数窯の同時操業の様相、さらに明初の時期における宮廷用器物・祭器等の高級品生産能力については右の如くであるが、生産量についてはどのようにとらえられるであろうか。『成化・処州府志』には、前掲の窯数を示す記事とともに、課程税額を示した中に窯冶課の年額が記載されている。この場合冶課に該当すると思われる業種は同府志中に見られないので、窯冶課の対象は専ら窯業と考えるのが妥当である。これらを抽出すると以下の如くである。巻五・青田県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等課鈔四百八十八錠九百九十五文、銅銭四千八百八十二文。

巻七・縉雲県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等鈔二百六十錠四貫一百三十五文、銅銭二千六百八文。

巻九・松陽県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等鈔二百八十一錠二百十五文、銅銭二千八百三文。

巻十一・遂昌県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等課鈔三百八十九錠九百文、銅銭三千八百九十三文。

巻十三・龍泉県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等項課鈔一万三千七百七十七錠二貫百七十五文、銅銭一十三万七千九百七十六文。

巻十五・慶元県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等鈔七十一錠三貫、銅銭六千四百七十四錠。

巻十六・雲和県誌・貢賦・賦・課程の条、

窯冶等鈔一千二百九十錠三貫一百八十五文、銅銭一万千八十一文。

これらと比較したい数字に、『正徳・饒州府志』巻一・税課の条の、正徳五年（一五一〇）の浮梁県の窯冶課額がある。同条には、

正徳五年、……窯冶課鈔六百四十一錠一貫五百四十文、該宝鈔三百二十錠三貫二百七十文、銅銭三千二百七文 浮梁。

とある。浮梁県の窯冶課は、治下の景徳鎮民窯生産に対する課程税額である。『成化・処州府志』と『正徳・饒州府志』とに見える数字は、十五世紀末と十六世紀初頭という比較的近い時期のものであるが、明代の鈔法の事情［註24］から厳密な比較に用いることはできない。しかしながら明代窯業の最大の中心地景徳鎮に対して、処州府各県の龍泉系窯もこれに匹敵するだけの税課を課せられるほどの生産規模であった可能性を物語っている。

十五世紀末頃の龍泉系窯の盛況は、陸容『菽園雑記』巻十四にも記載されており、成化期もしくは弘治期の状況について、

青瓷初出於劉田、去県六十里、次則有金村窯、与劉田相去五里余。外則白鴈・梧桐・安仁・安福・緑遶等処皆有之。然泥油精細、模範端巧、倶不若劉田。泥則取於窯之近地、其他処皆不及。油則取諸山

中、藁木葉燒煉成灰、并白石末澄取細者、合而為油。大率取泥貴細、合油貴精。匠作先以鈞運成器、或模範成形。候泥乾則蘸油塗飾。用泥筒盛之。實諸窯内、端正排定、以柴篠日夜燒変、候火色紅焔無烟、即以泥封閉火門、火気絶而後啓。凡緑豆色瑩浄無瑕者為上、生菜色者次之、然上等価高、皆転貨他処、県官未嘗見也。

と見え、劉田――大窯や金村・白鳩・梧桐・安仁・安福・緑邊などに青磁窯があり、そのうち釉調や器形では大窯のものが最上であること、それに続いて周囲の原材料を用いての製造工程を述べた後、上等の品は価格が高く、皆県外に輸出されていることが述べられている。これは取りも直さずこの時期の同地の窯業が、龍泉県南部の大窯を中心として、東部の梧桐・安仁・安福やその他の地区で操業しており、「緑豆色瑩浄」で瑕の無いものや、それに次ぐ「生菜色」のものといった上級品は、域外への輸出用製品であって、単なる窯場周辺の零細な需要に応じるだけの小規模窯業ではなかったことを裏書きしている。

## 三、明代官窯の御用器調達機構と龍泉窯

さて、楓洞岩窯址から、「洪武・永楽期の官器」が出土したとするならば、そうした官器――宮廷とその周辺の需要を満たす龍泉窯製品は、どのような機構を通じて上納されたのであろうか。

筆者は、明代窯業史を取り扱った拙著において、官窯の概念についての一節を設け、以下のように指摘した[註25]。

「官窯」とは、「中国などの宮廷で築いた窯。また、そこで焼いた陶磁器」（『広辞苑』第五版、一九九八）と解されるのが一般的であるが、筆者は、一九九五年に景徳鎮市陶瓷考古研究所の協力により、大阪市立東洋陶磁美術館・ＭＯＡ美術館および出光美術館が開催した「皇帝の磁器――新発見の景徳鎮官窯――」展の図録に掲載した拙稿「中国官窯考」[註26]において、景徳鎮市陶瓷考古研究所の劉新園氏が『元史』に見える「浮梁磁局」をもって官窯の設置とする[註27]のに対して、「浮梁磁局」が明の「御器廠」のように官営工場そのものであったのか、あるいは宮廷用の製品を民窯に焼造させることを掌る官公署にすぎなかったのか、なお検討を要することを指摘したことがある。そもそも宮廷用（御用）の陶磁器を焼造する行為は、官営工場の有無に関わらず行われていたはずであり、明代後期には官営工場たる「御器廠」の生産を補完する、あるいはこれに取って代わる形で「官搭民焼」制度が発展する[註28]。したがって、官窯製品の存在や、「官窯」の成立あるいは存在が、即官営工場の成立あるいは存在を示すとすることは早計の誹を免れない。

また、楓洞岩窯址の調査責任者である、浙江省文物考古研究所の沈岳明氏は、報告書に掲載された論文「楓洞岩窯址発掘的主要収穫和初歩認識」[註29]において、中国の宮廷用陶磁の三つのパターンを示している。その第一種は「貢窯」で、地方の官員がその地方で生産された陶磁器を皇帝に進貢するやり方で、唐代以前もしくは五代以前に行われた。第二種は「製様須索」で、宮廷から地方への注文生産であり、五代から明代に至るまで行われた。ただし、御器廠が確立された後にこれとの関係で派生した明代の「官搭民焼」とは異なる。第三種は「官窯」で、宮廷の自主管理により御用器を生産する方法であり、北宋官窯に始まり明代御器廠に発展する。

それでは、龍泉窯の御用器生産の実態は、どのように性格づけられるであろうか。

『万暦会典』巻百九十四・工部十四・陶器の条には、

洪武二十六年定、凡燒造供用器皿等物、須要定奪樣制、計算人工物料、如果数多、起取人匠赴京、置窯興、或数少、行移饒・処等府燒造。

と見え、洪武二十六年（一三九三）の定めとして、宮廷用器物の焼造数が少ない場合、饒州すなわち景徳鎮窯と並んで、処州すなわち龍泉系の窯で焼造させることが規定されている。明初において、龍泉がそうした宮廷用の器物として用いるに足る製品を焼造できる窯場であったことが裏付けられる。また、『明・憲宗実録』巻一・天順八年（一四六四）正月・乙亥の条には、英宗死去、憲宗即位を受けて発せられた大赦や各種減税措置の命令の一項として、

一、江西饒州府・浙江処州府、見差内官在彼地燒造磁器、詔書到日、除已燒完者照数起解、未完者悉皆停止、差委官員、即便回京。違者罪之。

とある。これは饒州府（景徳鎮窯）と処州府（龍泉系窯）に派遣されて宮廷用器物焼造の任にあたっていた内官（宦官）に対し、完成している分のみを北京に送り、それ以上の焼造をさせないよう命じた、徭役減免措置である。ここでも龍泉系窯が、天順年間――十五世紀中葉でも宮廷用器物焼造にあたっていたことが示されている。

これらの文献史料と、今回調査された楓洞岩窯址の実態を比較してみると、楓洞岩窯址からは洪武・永楽期の官器とともに、明代早・中期の一般民窯器が出土しており、宮廷専用窯の実態にはそぐわない。したがって宮廷が楓洞岩から得る官器は、沈氏の言う「製様須索」方式での御用器調達であり、仮に〝官窯〟と名付けられる組織があっても筆者の言う「宮廷用の製品を民窯に焼造させることを掌る官公署」があったとするのが自然であろう［註30］。

## 四、楓洞岩窯址出土の洪武・永楽官器の内容

それでは、実際の楓洞岩窯址出土の洪武・永楽期の〝官窯〟様式の陶磁器の内容はどのようにとらえられているのであろうか。

この点については、昨年秋に開催された「碧緑の華・明代龍泉窯青磁――大窯楓洞岩窯址発掘成果展」の担当者である、大阪市立東洋陶磁美術館の小林仁氏により、楓洞岩窯址出土の洪武官器と永楽官器の主な特徴が、

①種類が比較的限定され、規格化されている（梅瓶、玉壺春瓶、水注、大盤、大鉢、碗など）、②大型製品が多い。③釉は比較的厚く掛けられ、独特の碧緑色を呈している、④高度な成形技術と刻花による精緻な文様表現が見られる、⑤盤、盆類は基本的に畳付にも釉を掛けた総釉（満釉）で、墊餅（とうへい）を当て置く部分のみリング状に釉を拭きとっている、といった点などが挙げられる。龍泉窯のこうした明初官

図 5　青磁刻花梅瓶　故宮博物院蔵
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）



図 4　青磁刻花牡丹文玉壺春瓶
故宮博物院蔵
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）



図 3　青磁刻花水注　故宮博物院蔵
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）



図 7　青磁刻花葡萄文大盤　故宮博物院蔵
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）



a



b

図 6　a. 青磁刻花牡丹文大碗　故宮博物院蔵
b.（見込部）
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

器の器形や文様には、当時同じく宮廷用の官器を焼成していた「饒州府」の景徳鎮窯の青花磁器や釉裏紅磁器とも共通して見られる点も多く、宮廷の「様」に基づいて厳格につくられた官器の共通的な特質をうかがい知ることができる。

と整理されている［註31］。

楓洞岩窯址で焼造されたものの一部が、宮廷用の製品――御用器であったことは、故宮博物院に伝世している龍泉青磁と一致する内容を含んでいたことによっても裏書きされている。沈岳明氏は、前掲の「楓洞岩窯址性質探討」の中で、故宮博物院蔵の水注［図3］・玉壺春瓶［図4］・梅瓶［図5］・大碗［図6］・大盤［図7］など、楓洞岩窯址出土資料と一致するものを例示している。また沈氏は、楓洞岩窯址出土の御用器が、釉色・装飾技法で異なる景徳鎮珠山出土の洪武・永楽官窯器と、器形・法量・文様がほぼ同じであることを指摘している［図8・9］［註32］。

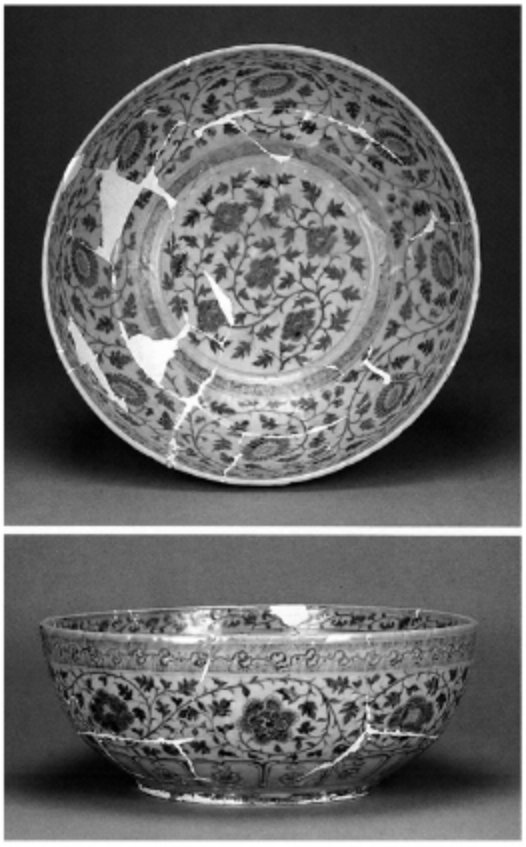

図8　青花牡丹唐草文大碗　景徳鎮珠山東門頭出土
（鴻禧美術館『景徳鎮出土明初官窯瓷器』鴻禧芸術文教基金會、1996より）

これらの御用器の破片は、不合格品の廃棄物の堆積として検出されている。今回検出された明代の地層は、一般の民窯の堆積と洪武・永楽の官器の廃品の堆積とがともに見られ、楓洞岩窯址が専用の官用窯ではなく、民窯への注文生産を請け負う形であったことを物語っている。さらに、官器の廃棄物の堆積は、洪武期のものが、明代の窯体の西南側にある元代晩期の遺物の入った遺構の北側に集中しており、永楽期のものがその南側に集中して隣接してあるが、両者の間は洪武期の匣鉢で隔てられている。官器の不合格品の集中廃棄は、官器監理上の必要からくる独特のあり方であり、景徳鎮御器廠でも見られるものである［註33］。

以上のように、楓洞岩窯址出土資料により、明代初期龍泉窯の官窯様式の青磁の、少なくとも一部の特色が明らかになったとすることができ、明初御用陶磁の生産機構の研究に、重要な資料が提供されることとなった。



図9　青花松竹梅文水注　景徳鎮珠山東門頭出土
（『景徳鎮出土明初官窯瓷器』1996より）

## 五、出光美術館所蔵品中の明初〝官窯〟様式の青磁

以上を踏まえると、出光美術館所蔵品のうち、これまで元時代後期～明時代初期のものとして扱ってきた龍泉窯青磁の中のいくつかに、楓洞岩窯址出土資料に匹敵する、明代初期龍泉窯の官窯様式の特色を有する作品を指摘することができる。

（1）洪武期大型鉢［図10・口絵11、図11～13］

青磁の大型鉢は、〝大墩碗〟［図14～16］の名称で報告されているものに該当する。その特色は、口唇部や高台畳付部は丸味を帯び、口縁部は直立する。高台内底の中心部が凹み、その周囲のみが支焼のために輪状に釉がぬぐい取られている。胎土はやや灰色を帯びた白色で、硬くやきしまって、厚く重い。青緑色の釉が厚くかかり、刻花文様はあまり明瞭でない。口径は四〇センチメートル級である。

これに匹敵する出光蔵品が、図10～13である。とくに図10は、法量（口径三八・二センチメートル）も含めて図16（口径三八・六センチメートル）ときわめて類似していると言える。図11～13は、口径が二〇～二五センチメートル前後と小さいが、その他の特色が近似している。

これらはまた、図8の青花鉢のような、釉色・装飾技法で異なる景徳鎮珠山出土の洪武窯器と、器形・法量・文様がほぼ同じであるものに属するであろう。出光美術館には、釉裏紅の菊唐草文鉢［図17］があり、景徳鎮洪武官窯のそうした例である。

（2）永楽期水注［図18・口絵12］

報告されている永楽期水注（〝執壺〟［図19］）は、玉壺春形の身はやや下ぶくれ気味のカーブをなし、口縁は喇叭状に開く。胎土はやや灰色を帯びた白色で、青緑色の釉が底裏を除いて厚くかけられている。把手は丸く湾曲し、基部は平たく、頸部との間が雲形の板で連結されている。高三二・三センチメートル。図19は素文であるが、刻花文様の見られるものもある。これに対して、出光蔵品［図18］は、頸部と把手との接合部が二個所であること、底裏にも施釉があること、高さが二九・二センチメートルとやや低いことなどが異なるが、身と注口に刻花文様が施されていて、図19よりさらに丁寧な作りである。

この器形についても、景徳鎮珠山出土品に、永楽官窯器の青花（高三三・〇センチメートル［図20］）が見られる。

（3）永楽期玉壺春瓶［図21・口絵13］

発掘資料では破片のみ紹介されているが［図22］、永楽期水注［図19］と同質で、その身とほとんど同形の玉壺春瓶である。底部は畳付部のみ無釉である。高三〇・七センチメートル。

（4）永楽期梅瓶［図23・24、口絵14］

報告された青磁の梅瓶［図25］は、胎質と釉については前掲の諸器と同様であり、身の口縁は大きく、短頸・撫肩で、高台畳付部のみ無釉であるといった特徴がある。蓋を含めて高さは約三九センチメートルである。図25は素文であるが、出光蔵品には刻花の花卉文［図23］・牡丹唐草文［図24］がある。

図 11　青磁刻花牡丹唐草文鉢　明・洪武時代　龍泉窯
径 25.3cm　出光美術館蔵

図 10　青磁刻花牡丹唐草文鉢　明・洪武時代　龍泉窯
径 38.2cm　出光美術館蔵

図 13　青磁刻花牡丹唐草文鉢　明・洪武時代　龍泉窯
径 20.5cm　出光美術館蔵

図 12　青磁刻花牡丹唐草文鉢　明・洪武時代　龍泉窯
径 26.3cm　出光美術館蔵

図 14　a. 楓洞岩窯址出土の青磁刻花蓮唐草文鉢（大墩碗）
明・洪武時代　径 40.0cm
b.（底裏）
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 15　楓洞岩窯址出土の青磁刻花蓮唐草文鉢（大墩碗）
明・洪武時代　径 38.6cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

b

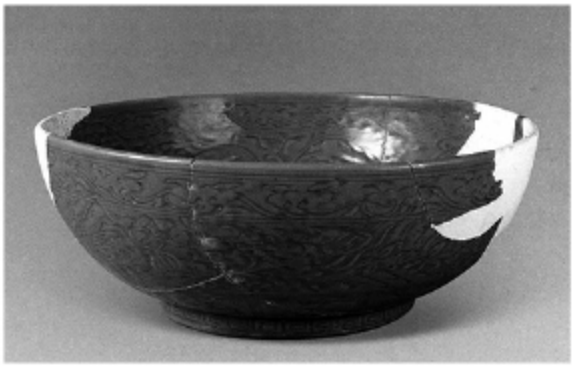

a

d

c

図 16　a. 楓洞岩窯址出土の青磁刻花蓮唐草文鉢（大墩碗）　明・洪武時代　径 38.6cm
b.（見込部）
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）
c.（底裏、大阪市立東洋陶磁美術館『国際交流企画展 碧緑の華・明代龍泉窯青磁――大窯楓洞岩窯址発掘成果展』2011 より）
d.（実測図、『国際交流企画展 碧緑の華・明代龍泉窯青磁――大窯楓洞岩窯址発掘成果展』2011 より）

b

a

図 17　a. 釉裏紅菊唐草文鉢　　明・洪武時代　景徳鎮窯　径 40.5cm　出光美術館蔵
b.（見込部）

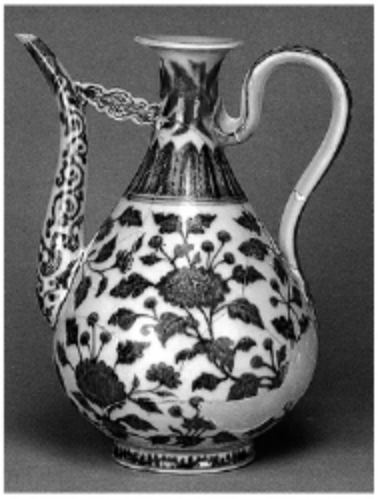

図 20　青花菊文水注　景徳鎮珠山東門頭出土
（『景徳鎮出土明初官窯瓷器』1996 より）

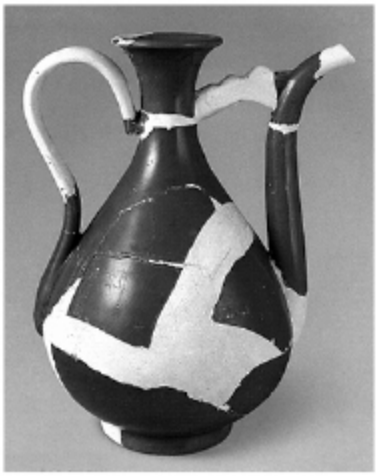

図 19　楓洞岩窯址出土の青磁刻水注
明・永楽時代　高 32.3cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 18　青磁刻花牡丹唐草文水注
明・永楽時代　龍泉窯　高 29.2cm　出光美術館蔵

図 22　青磁玉壺春瓶片　明・永楽時代
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 21　青磁瓶　明・永楽時代　龍泉窯
高 30.7cm　出光美術館蔵

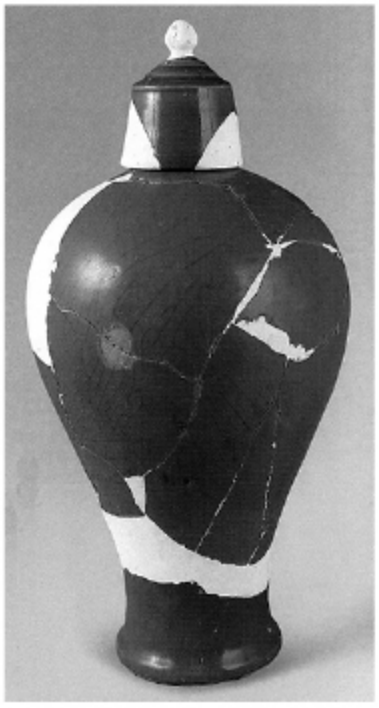

図 25　楓洞岩窯址出土の青磁壽瓶
明・永楽時代　高約 39cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』
2009 より）

図 24　青磁刻花牡丹唐草文壽瓶
明・永楽時代　龍泉窯
高 38.0cm　出光美術館蔵

図 23　青磁刻花花卉文梅瓶
明・永楽時代　龍泉窯
高 38.6cm　出光美術館蔵

図 26　青磁皿　明・永楽時代　龍泉窯　径 68.5cm
出光美術館蔵

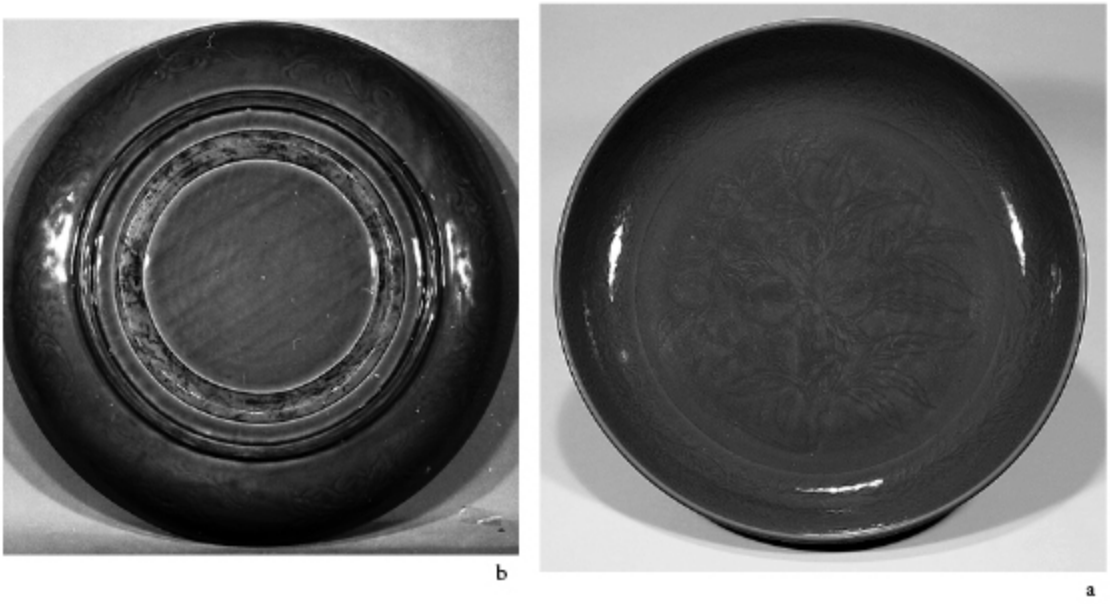

b　　a

図 27　a. 青磁刻花仙桃文皿　明・永楽時代　龍泉窯　径 68.5cm　出光美術館蔵
b.（底裏）

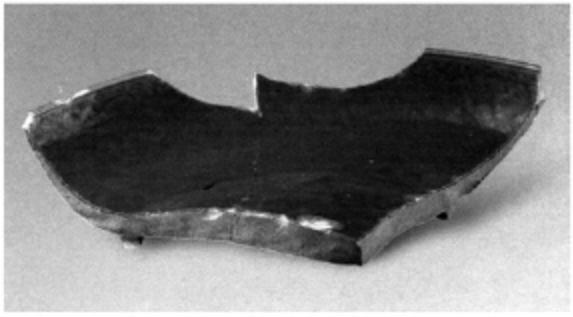

図 29　楓洞岩窯址出土の青磁刻花桃文皿（敞口大盤）
明・永楽時代　径約 65cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 28　青磁刻花花卉文皿　明・永楽時代　龍泉窯　径 63.8cm
出光美術館蔵

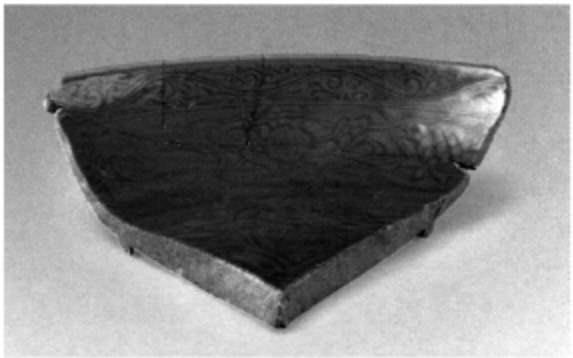

図 30　楓洞岩窯址出土の青磁刻花蓮花文皿（敞口大盤）
明・永楽時代　復元径 55.8cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

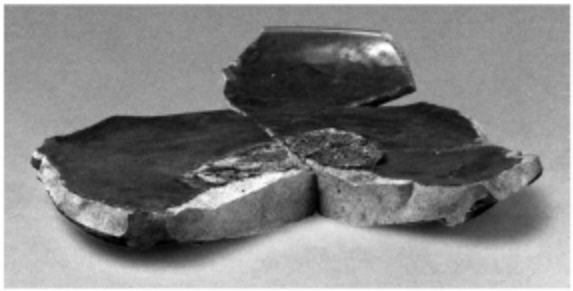

図 31　楓洞岩窯址出土の青磁刻花雲龍文皿（敞口大盤）
明・永楽時代　復元径 42.6cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 33　青磁鎬文輪花皿　明・永楽時代　龍泉窯　径 48.3cm
出光美術館蔵

図 32　青磁鎬文輪花皿　明・永楽時代　龍泉窯　径 56.0cm
出光美術館蔵

b

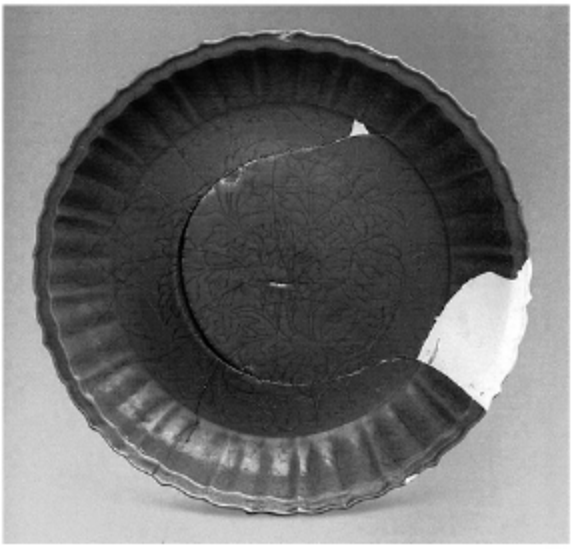

a

図 34　a. 楓洞岩窯址出土の青磁刻花牡丹文輪花皿（折沿盤）　明・永楽時代　径 62.4cm
b.（底裏）
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

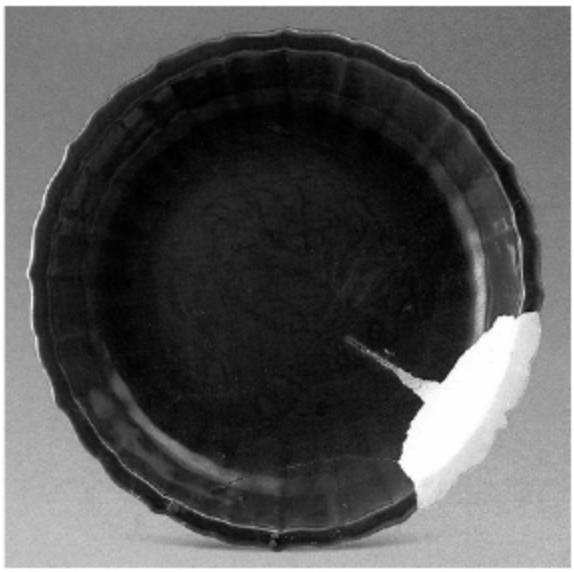

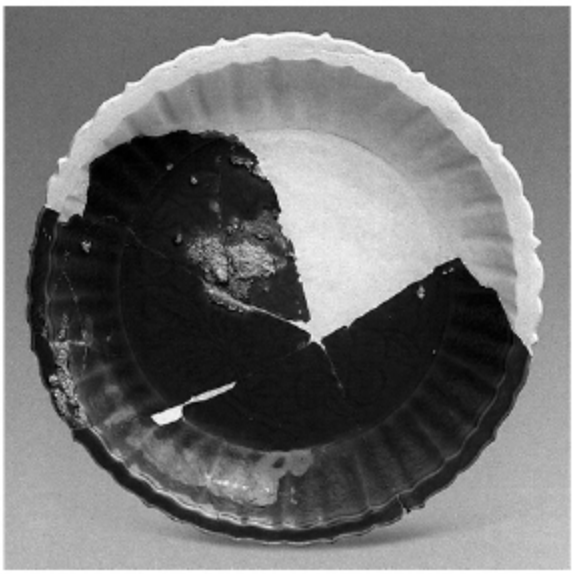

図 36　楓洞岩窯址出土の青磁刻花蓮花文輪花皿（折沿盤）
明・永楽時代　径 41.6cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

図 35　楓洞岩窯址出土の青磁刻花枇杷文輪花皿（折沿盤）
明・永楽時代　径約 55cm
（『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』2009 より）

（5）永楽期大型皿［図26・27・28、口絵15］

〝敞口大盤〟の名称で報告されているもの［図29～31］に該当する。出土資料は完器ではないが、図29の復元口径は六五センチメートルに及び、また図29では確認できないが、大型鉢同様、高台内底の釉が支焼のために輪状にぬぐい取られている。出光蔵品は、図26・27が口径六八・五センチメートル、図28が口径六三・八センチメートルに達している。また、写真では確認できないが出土資料の図29の見込部にには刻花の桃文があり、出光蔵品の図27にも見込部に刻花の桃文がある。図26は素文であるが、これらの破格に口径の大きい皿は、成品率も低いものであり、御用器であればこそ試みられたものであろう。

このほか、永楽期の平縁の大型皿［図32・33］が出光美術館に収蔵されており、楓洞岩窯址出土の永楽期の大型平縁皿（〝折沿盤〟［図34～36］）に類似しているが、これらが素文なのに対して、報告されている出土資料の官器はいずれも刻花文様があり、若干の質の差異が官・民の別である可能性もあり、判断を保留しておきたい。

## 結語

本稿は、出光美術館所蔵の、これまで元時代後期～明時代初期の作品とされてきた龍泉窯青磁の一部の機種が、官側が様式――「様」を示して民窯に注文生産する方式――「製様須索」による、洪武あるいは永楽期の御用器――官器であることを、龍泉大窯楓洞岩窯址の調査資料との比較によって導き出したものである。これはかつて、景徳鎮珠山官窯址の発掘調査の成果によって、やはりそれまで元時代後期～明時代初期の作品と位置づけられていた景徳鎮窯製品の一部が、洪武・永楽器の官器であることが実証され、出光美術館の作品キャプションにも明示されることになったことを思い出させる。調査研究の進展によって、より真実に接近することのできた、学問的興奮を禁じ得ない経験である。

しかし、今回の考察は楓洞岩窯址の調査成果の一報を得ての初歩的なものであり、報告書から判断可能な範囲に限られている。願わくは、近い将来に出土資料を実地に調査し、出光美術館所蔵品についても再調査を行って、検証を進めるべきであり、次の課題としたい。

（二〇一一年十二月二十七日）

註1――図録『青磁の美――秘色の探求――』（出光美術館、二〇〇六参照）。

註2――金祖明「龍泉渓口青瓷窯址調査紀略」（『考古』一九六二―一〇）、朱伯謙・王士倫「浙江省龍泉青瓷窯址調査発掘的主要収穫」（『文物』一九六三―一）、中国社会科学院考古研究所浙江工作隊「浙江龍泉安福龍泉窯址発掘簡報」（『考古』一九八一―一六）参照。外に「龍泉大窯古瓷窯発掘報告」および「龍泉金村古瓷窯址発掘報告」が、『浙江省軽工業庁資料』（一九六二）に収められているが、筆者は披閲できず、朱・王氏の引用に拠っている。

註3――龍泉窯の伝世品は、およそ南宋時代のものを「砧青磁」、元から明代前期のものを「天龍寺青磁」、明代中期以降のものを「七官青磁」などと呼ぶが、これらは主に釉薬の色沢を基準にしたとらえ方で、とくに明代後期以降の伝世品の出自は、科学的な古窯址調査によって確認されたものではない。

註4――葉英挺・華雨農『発現 大明処州龍泉官窯』（西泠印社出版社、二〇〇五）参照。

註5――浙江省文物考古研究所・北京大学考古文博学院・龍泉青瓷博物館『龍泉大窯楓洞岩窯址出土瓷器』（文物出版社、二〇〇九）参照。

註6――大阪市立東洋陶磁美術館『国際交流企画展 碧緑の華・明代龍泉窯青磁――大窯楓洞岩窯址発掘成果展』（二〇一一）参照。

註7―『瓷器与浙江』（中華書局、一九四四）所収の諸報告参照。
註8―『支那青磁史稿』（文中堂、一九四三）、『小山冨士夫著作集』上・中国陶磁（朝日新聞社、一九七七）に収録。
註9―前掲註8後者、一六六頁。
註10―周仁・張福康・鄭永圃「龍泉歴代青瓷焼制工芸的科学総結」（『考古学報』一九七三―一）参照。
註11―前掲註10、一五四頁。
註12―前掲註2のうち、中国社会科学院考古研究所浙江工作隊「浙江龍泉安福龍泉窯址発掘簡報」（『考古』一九八一―六）参照。
註13―「龍泉青磁の発展と輸出」（『貿易陶磁研究』2）三二頁。
註14―前掲註13、二八頁。
註15―例えば「安福窯址」には、調査の終了した窯体だけでも六〇基含まれている。前掲註12、五〇四頁。
註16―前掲註2、朱・王氏報告参照。
註17―例えば、藍浦『景徳鎮陶録』巻七・古窯考に、
　麗水窯、亦宋所焼、即処州麗水県、……
と見える。
註18―陳万里氏は、孫坑窯址について『中国青瓷史略』（上海人民出版社、一九五六）では清代に編入しているが、前掲註7所収「龍泉青瓷之初歩調査」（一九二八）では、明代としている。
註19―前掲註7所収「龍泉青瓷之初歩調査」（一九二八）参照。
註20―藤岡了一編『世界陶磁全集』11（河出書房新社、一九六一）所収。
註21―松陽県は、麗水県西方の甌江の一支流沿いに在ったと考えられるが、後に廃された（『明史』巻四十四・地理志五・浙江・処州府の条に拠る）。
註22―前掲註13、三一頁。
註23―浙江省文物管理委員会「温州地区龍泉青瓷窯址調査紀略」（『文物』一九六五―一一）参照。
註24―明代の鈔法は、洪武七年（一三七四）に制定されているが、完全な不換紙幣であったため、しだいに維持困難となり、弘治年間（一四八八～一五〇五）には行われなくなってしまったことはよく知られているが、十六世紀以降の地方志でも、こうした課程税額は鈔額で記されている。これはおそらく銀や銅銭に換算して徴収されたものであろう。しかし銀の価格そのものも一定ではなく、したがってそうした鈔額を細かい比較に用いることはできない。ここでは、ただ巨額であるか否かといった大まかな比較にのみ応用することとしたい。
註25―拙著『明代窯業史研究――官民窯業の構造と展開――』（中央公論美術出版、二〇一〇）六二頁。
註26―大阪市立東洋陶磁美術館編『皇帝の磁器――新発見の景徳鎮官窯――』（一九九五）一五七～一六一頁。
註27―註26所収、劉新園、宗健華・金沢陽訳「景徳鎮の早期墓葬発見の磁器と珠山出土の元・明官窯遺物」参照。
註28―佐久間重男「景徳鎮の官搭民焼制」（『白水』五号）参照。
註29―前掲註5、一～一〇頁。
註30―さらに沈岳明氏は、前掲註6所収の論文「楓洞岩窯址性質探討」において、明初の景徳鎮と龍泉の御用器生産が一般民窯器皿と同窯において同時に生産されている事実を指摘し、景徳鎮珠山の明初の遺構を御器廠と認識することに慎重な姿勢を呈している（二五頁、訳文二〇頁）が、傾聴すべき指摘である。
註31―「『官窯』考――明代龍泉窯官器の位置づけ――」（前掲註6所収、一三〇頁）。
註32―前掲註6、二三頁、訳文一四頁。
註33―前掲註5、五頁。

# Longquan 龍泉 Kiln Celadon in Early Ming 明 Period — On *Guanyao* (Official Kiln) Style Celadon in the Collection of the Idemitsu Museum of Arts

KANAZAWA, Yoh

Longquan celadon wares of late Yuan 元 and early Ming periods in the Idemitsu collection are considerably large in size. This is because the collection was made based on the sheer artistic viewpoint and the pieces were selected from the category of the so-called *kanshô tôki* (ceramics for visual appreciation). But the artifacts recovered from the archaeological excavations at the old Longquan kiln sites are small-size bowls and dishes used in the daily life of people or made exclusively for the export purpose. This gap between two specimens, museum collection items and excavated artifacts, made it difficult for scholars to date museum pieces based on the data obtained from the excavation. The breakthrough in this dilemma came when the large fragments of the early Ming celadon masterpieces were spotted in the antique market in the Hangzhou 杭州 city in April of 2005. After it was found out that they were collected on surface of the Fengdongyan 楓洞岩 kiln site, the site was systematically excavated and yielded pieces belonging to the *guanyao* category.

This article will examine the Longquan kiln ceramic industry of the Ming period and tries to understand conditions and circumstances surrounding the official ware production at the Longquan kiln, based on discovered data from the excavations and also on historical documents. Finally, the author examines and suggests the late Yuan and early Ming celadon wares in the Idemitsu collection are official works of the Hongwu 洪武 and Yongle 永楽 eras of the Ming period following his assumption that the excavated artifacts can be used as comparative date in dating of the extant celadon in the collections.

出光美術館研究紀要　第十七号

二〇一二年一月三十一日

編集　公益財団法人 出光美術館
発行　東京都千代田区丸の内三―一―一
電話　〇三―三二一三―九四〇二

制作　株式会社 ブリュッケ

印刷　応和印刷株式会社

© Idemitsu Museum of Arts, 2012
Printed in Japan